

II 受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）

ハローワーク所長の認定を受けた再就職援助計画等の対象となった労働者を早期に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主に対して助成するものであり、労働者の早期再就職の促進を目的としています。

対象となる措置

本奨励金は、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主（以下「申請事業主」という）が、次の1の対象労働者に対して、2の措置を実施した場合に受給することができます。

1 対象労働者

本奨励金における「対象労働者」は、(1)～(3)のすべてに該当する労働者です。

- (1) 申請事業主に雇い入れられる直前の離職の際に「再就職援助計画」、または「求職活動支援書」の対象者であること（当該離職以後、申請事業主による雇入れまでの間に他の事業所に雇用保険の一般被保険者として雇用されたことがないこと）
- (2) 「再就職援助計画」、または「求職活動支援書」の対象者として雇用されていた事業主の事業所への復帰の見込みがないこと
- (3) 雇入れ日以後、雇用保険の一般被保険者であること

2 雇入れ

- (1) 1に該当する対象労働者を、離職日の翌日から起算して3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れること
なお、有期雇用契約で雇入れた場合、有期雇用契約から期間の定めのない雇用契約に切り換えた場合、紹介予定派遣後に雇入れた場合は支給対象になりません
- (2) 対象労働者を、雇入れ日から起算して6か月後の日（第1回支給基準日）に引き続き雇用していること。さらに、優遇助成（※1）を受けようとする場合、雇入れ日から起算して6か月後の日（第1回支給基準日）から起算して6か月後の日（第2回支給基準日）においても対象労働者を引き続き雇用していること

※1 優遇助成とは、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所（注1）の事業主が、地域経済活性化支援機構又は中小企業再生支援協議会の再生支援を受けている事業所等から離職した方（注2）を雇い入れた場合の助成をいいます。

（注1） ①～③のいずれかに該当する事業所をいいます。

- ① 生産指標（生産量、売上高等）又は設備投資額が過去3年間に5%以上伸びていること
- ② ローカルベンチマーク（経済産業省がインターネット上において提供する企業の経営状態を把握するためのツール）の財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること
- ③ 支給申請を行う年度の直近年度と、その3年度前の生産性を比較することによって算定した生産性の伸び率が6%以上伸びていること。かつ、同期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（退職勧奨を含む）をしていないこと。

（注2） ハローワークが発行する「再就職援助計画対象労働者証明書」等に「特例対象者」と記載されている方です。

注意 支給決定までに事業主が対象労働者を雇用しなくなった場合は、支給されません。

対象となる事業主

本奨励金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 支給対象者の雇入れ日の前日から起算してその日以前1年間において、支給対象者を雇用していた事業主との関係が、資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係にある事業主に該当する場合
- 2 支給対象者に対する賃金を支払期日までに支払っていない場合（支払期日を超えて支払っていない場合であっても支給申請を行うまでに当該賃金を支払った場合を除く。）
- 3 再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者、又は雇入れ日の前日から起算して1年前の日から当該再就職の日の前日までの間において当該職業紹介事業者と資本的・経済的・組織的関連性から見て密接な関係のある事業主
- 4 支給対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を事業主都合によって解雇（勧奨退職等を含む）している場合
- 5 支給対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から起算して1年を経過する日までの間に、当該事業所において雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※2）により、支給申請書の提出日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させている場合

※2 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1Aまたは3Aに該当する離職理由（事業主都合解雇、勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職を含む）をいいます。

支給額

- 1 本奨励金は通常助成、優遇助成の区分に応じて下表の額が支給されます。

通常助成（※3）	優遇助成（※4）	
	第1回申請分	第2回申請分
30万円	40万円	40万円

※3 平成28年8月1日以降の雇入れ日の場合に適用されます。

ただし、平成28年8月1日より前に認定を受けた再就職援助計画対象者の雇入れについての助成額は、次のとおりとなります。

- ・雇入れ日が平成28年4月1日以降の場合……支給対象者1人につき40万円
- ・雇入れ日が平成28年3月31日までの場合……支給対象者1人につき30万円

※4 雇入れ日が平成28年10月19日以降の場合に適用されます。

ただし、雇入れ日が平成28年8月1日から平成28年10月18日までの場合に助成額は、40万円となります（第2回申請分はありません）。

- 2 ただし、1年度1事業所当たり500人分を上限とします。

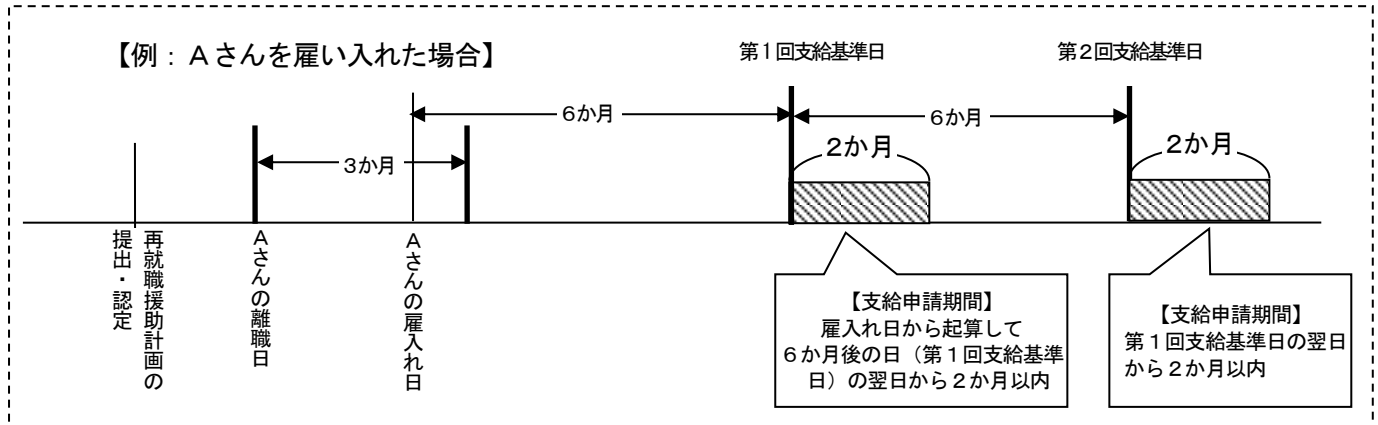
受給手続

本奨励金を受給しようとする申請事業主は、雇入れ日から起算して6か月後の日の翌日から2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて（※5）、管轄の労働局（※6）へ支給申請してください。

※5 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※6 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます。

（参考）受給手続の流れ



※ 第2回申請分は、「優遇助成」に該当する場合のみです。

利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金の支給申請から支給決定までの間および支給終了後において、総勘定元帳等の帳簿の提示を求められることがあります。
- 2 要件等は、平成28年10月19日以降の雇入れから適用されるものです。
- 3 そのほか本奨励金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD～Gにご留意ください。本奨励金の要件や手続き等の詳細については、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。